

伊勢原市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共下水道の機能及び構造を保全するため伊勢原市下水道条例施行規則（平成15年伊勢原市規則第3号。以下「規則」という。）第6条第2項の規定に基づき、ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）の設置及び適切な維持管理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、規則で定めるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生物処理タイプ ディスポーザからの排水を専用排水管で排水処理層（排水処理部）へ導き、生物処理した処理水のみを公共下水道へ排出するタイプをいう。
- (2) 機械処理タイプ ディスポーザからの排水を機械装置（排水処理部）によって固液分離し、処理水のみを公共下水道へ排出するタイプをいう。
- (3) 使用者 システムを使用して下水を排除し、維持管理に関して最終的に責任を負う者であり、戸建住宅の所有者若しくは貸借人、賃貸集合住宅の所有者又は分譲集合住宅の所有者若しくは管理組合等をいう。

(計画の確認)

第3条 システムの新設又は変更を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、伊勢原市下水道条例（昭和48年伊勢原市条例第4号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、市長の確認を受けなければならない。

(添付書類)

第4条 規則第6条第2項の書類は、それぞれシステムの種類に応じ、別表に掲げるとおりとする。

(構造、性能、維持管理等に関する指導)

第5条 市長は、条例第6条に基づく計画の確認を行う場合は、申請者に対し、次の事項の遵守を求めるものとする。この場合において、申請者と使用者が異なるときは、使用者に対し遵守を求めるものとする。

- (1) システムのうち生物処理タイプの維持管理については、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。
- (2) システムのうち機械処理タイプの維持管理については、年1回以上維持管理業者による保守点検を実施すること。
- (3) 保守点検等の維持管理に関する資料は、3年間保管すること。
- (4) システムの適正な維持管理を確認するための公共下水道管理者による立入検査及び維持管理に関する資料の提出要求に応じること。
- (5) 生物処理タイプから発生する汚泥等廃棄物の収集運搬及び処分をする場合は、関係課と協議し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

に基づく許可業者に委託すること。

(6) システムに付随して発生する悪臭を含む排気は、排気管を設置し、直接大気に衛生上有効に開放すること。

(7) システムの使用にあたり、公共下水道の機能及び構造に支障をきたしたときは、公共下水道管理者の指示に従い必要な措置を講じること。

(使用者の地位の継承)

第6条 システムを有する建築物の譲渡、貸付等（以下「譲渡等」という。）があったときは、当該建築物の譲渡等を受けた者が当該システムの適切な維持管理を行うべき地位を継承したものとする。

(システムの製造及び販売会社に対する指導)

第7条 市長は、システムの製造及び販売会社に対し、次に掲げる事項を指導するものとする。

(1) システムのうち生物処理タイプを販売するにあたり、使用者に対し、当該システムの維持管理は、専門の維持管理業者との維持管理業務委託契約の締結が必要であることを説明し、その理解を得ること。

(2) システムのうち機械処理タイプを販売するにあたり、使用者に対し、当該システムの維持管理は、年1回以上の維持管理業者による保守点検が必要であることを説明し、その理解を得ること。

(3) 使用者に対し、市長の行う維持管理に関する指導に協力することが必要であることを説明し、その理解を得ること。

(4) 市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。

附 則（平成26年2月19日告示第13号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年4月30日告示第123号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第4条関係）

添付書類	内容	生物処理 タイプ	機械処理 タイプ
1 適合評価書（写）	公益社団法人日本下水道協会の性能基準（案）に基づき適合する評価を受けたもの	○	○
2 仕様書	(1) システムのフロー (2) 処理槽への流入水質 (3) 処理水の目標水質 (4) 各単位装置の概要	○	○
3 排水処理槽容量算定根拠	(1) 処理対象人員の算定 (2) 計画流入水量の算定 (3) 容量計算結果（各槽の必要容量と設計容量との比較） (4) 排水処理層の平面図及び断面図（各槽の名称、寸法を記載）	○	—
4 設計図面	台所排水系統とそれ以外の排水系統を明らかにした排水系統図	○	—
5 維持管理計画書	(1) 維持管理要領書（保守点検項目、内容、回数を記載） (2) 維持管理体制書（使用者とシステム製造及び販売会社、維持管理業者との連絡体制（連絡先を明記）及びその役割）	○	○
6 維持管理業務委託契約書（写）	申請者が使用者である場合	○	—
7 使用者届出書（第1号様式）	同上	○	○
8 維持管理業務委託契約確約書（第2号様式）	申請者が使用者でない場合	○	—
9 使用者承継確約書（第3号様式）	同上	—	○
	(1) 汚泥処理フロー（汚泥等		

10 汚泥処理計画書	廃棄物の収集運搬及び処分 業者名) (2) 汚泥処理業者の廃棄物の 処理及び清掃に関する法律 に基づく許可書 (写)	○	—
------------	--	---	---

備考 この表中「○」は提出が必要なことを、「—」は提出が不要なことを表すものとする。

第1号様式（第4条、別表関係）

使用者届出書

年 月 日

伊勢原市長 殿

使用者 住 所
氏 名
電話番号

下記の建築物に設置するディスポーザ排水処理システムを使用することについて、次のとおり届け出ます。

1 建築物の概要

- (1) 名称
- (2) 所在
- (3) 戸数及び階数

2 設置するシステム

- (1) 名称
- (2) 認定又は評価番号
- (3) システムの製造会社名

3 使用者承継について

将来、使用者に変更が生じた場合は、新たな使用者に対して、維持管理業務委託契約に基づき、当該システムの適切な維持管理を行うことの地位を継承します。

第2号様式（第4条、別表関係）

維持管理業務委託契約確約書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住 所
氏 名
[署名してください]
電話番号

下記の建築物に設置するディスポーザ排水処理システムの維持管理業務委託契約について、次のとおり確約します。

1 建築物の概要

- (1) 名称
- (2) 所在
- (3) 戸数及び階数

2 設置するシステム

- (1) 名称
- (2) 認定又は評価番号
- (3) システムの製造会社名

3 確約事項

当該システムの使用者が確定次第、使用者と（維持管理業者）との間で、速やかに維持管理業務委託契約を締結し、次の書類を提出させることを確約します。

- (1) 維持管理業務委託契約書（写）
- (2) 使用者届出書（第1号様式）

第3号様式（第4条、別表関係）

使用者承継確約書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住 所
氏 名
[署名してください]
電話番号

下記の建築物に設置するディスポーザ排水処理システムの使用者承継について、次のとおり確約します。

1 建築物の概要

- (1) 名称
- (2) 所在
- (3) 戸数及び階数

2 設置するシステム

- (1) 名称
- (2) 認定又は評価番号
- (3) システムの製造会社名

3 確約事項

当該システムの使用者が確定次第、新たな使用者に対してシステムの適切な維持管理を行うことの地位を継承し、使用者届出書（第1号様式）を提出させることを確約します。